附則の次に別記様式として次の十二様式を加える。

別記様式第一（第九条関係）

表

第　　号

身　分　証　明　書

住　所
氏　名

上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第６条の規定により、地域福利増進事業を実施しようとする者の命令／委任に基づいて、特定所有者不明土地及び当該特定所有者不明土地にある工作物に立ち入ることができる者であることを証する。

年　　月　　日

地域福利増進事業を実施しようとする者の氏名又は名称　　印

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）

第六条　地域福利増進事業を実施しようとする者は、その準備のため他人の土地（特定所有者不明土地に限る。次条第一項及び第八条第一項において同じ。）又は当該土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、当該土地又は工作物に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、地域福利増進事業を実施しようとする者が国及び地方公共団体以外の者であるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限る。

第八条　第六条の規定により他人の土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書（国及び地方公共団体以外の者にあっては、その身分を示す証明書及び同条ただし書の許可を受けたことを証する書面）を携帯しなければならない。

３　前二項の証明書又は書面は、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考

不要の部分は消すこと。

別記様式第二（第九条関係）

第　　号

立　入　許　可　証

住　　所
氏名又は名称

上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第６条の規定により、下記のとおり土地及び工作物に立ち入ることができる者であることを証する。

記

１．地域福利増進事業の種別

２．立入りの目的

３．立ち入ることができる土地及び工作物の所在及び地番

４．立ち入ることができる期間

年　　月　　日

都道府県知事　　印

備考

１．「立入りの目的」については、測量、地質調査等のようにその内容を簡単に記載すること。

２．「立ち入ることができる土地及び工作物の所在及び地番」については、登記簿の記録によること。ただし、登記簿に記録がないとき等で登記簿によることが適当でないときは、郡、市、区、町村、大字及び字の名称によること。

３．不要の部分は消すこと。